

第 571 回広島地方最低賃金審議会

令和 8 年 7 月 28 日（火）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月28日（火）10時～11時

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者 （公益代表委員）

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

村上 恵子

（労働者代表委員）

佐崎 吉宏

角 直樹

林 秀彦

藤中 裕治

藤村 直樹

（使用者代表委員）

木村 康弘

蔵田 秀和

長谷川信男

光村 賜純

（広島労働局）局長

宮原 真太郎

労働基準部長

矢野 総一郎

賃金室長

村上 勝彦

室長補佐

片山 恵美

賃金指導官

檀上 昌浩

4 議 事

（1）広島県最低賃金専門部会の設置について

（2）広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について

（3）生活保護水準との乖離状況について

（4）中央最低賃金審議会で答申された目安額の伝達について

（5）その他

5 閉 会

【片山補佐】

ただいまより第 571 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 4 名、計 13 名の委員にご出席いただいております、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されています。

また、7 月 14 日から 21 日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、9 名の方が傍聴されています。

なお、傍聴される方は、公示していた遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

はじめに、資料のご確認をお願いします。

資料目次のある資料は「資料No. 1 から No. 7」まで、別冊資料は 7 月 7 日付けの「意見聴取に関する公示」を受け提出された意見書です。

それらに加えまして、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 4 回）で、配付されました厚生労働大臣からのメッセージと「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」関係部分です。

以上、揃っておりますでしょうか。

次に、発言していただく際のお願いがあります。

議事録を作成する都合上、他の方とかぶらないよう前の方の発言が終わってから、名前を言って発言していただくようお願いします。

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【岡田会長】

それでは、これより議事を始めます。

まず、議事（1）の「広島県最低賃金専門部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

【片山補佐】

令和 8 年 7 月 7 日の「第 570 回広島地方最低賃金審議会」における改定決定の諮問後、専門部会委員の推薦公示を行いましたところ、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の推薦があり、資料 No. 1 「広島県最低賃金専門部会委員名簿」のとおり任命させていただいております。

【岡田会長】

「広島県最低賃金専門部会の設置」について、ご質問等がございますか。

(質疑なし)

【岡田会長】

広島県最低賃金専門部会の設置が報告されましたので、今後、専門部会での慎重な調査審議をお願いしたいと思います。

次に、議事（２）の「広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出」について、事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

関係労使からの意見の申出についてご説明します。最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、令和 8 年 7 月 7 日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、団体・個人を含め 9 部提出がありました。別冊資料をご覧ください。

時間の都合もありますので、申出者と表題等のみ紹介させていただきます。

のぶはら
信原 様

地域別最低賃金額改定の日安審議について（要望）

みやけ
三宅 様

最低賃金を大幅に引上げ、全国一律制実施、発効日を遅らせないでください

はこだ
箱田 様

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため最低賃金額の大幅引き上げと全国一律性を求める意見書

ますだ
増田 様

広島県最低賃金の改正決定に係る意見書

もんでん
門田 様

最低賃金改定において大幅な引き上げを求めます

おかざき
岡崎 様

令和 8 年度広島県地域別最低賃金の改定に関する意見書

かんべ
神部 様

広島県最低賃金審議会への意見陳述

たがしら
田頭 様

2026 年度の地域別最低賃金の改正にむけた意見書

うえなが
植永 様

広島地方最低改定への意見書

以上となります。

さらに、本日は、

みやけ
三宅 様

はこだ
箱田 様

もんでん
門田 様

かんべ
神部 様

たがしら
田頭 様

うえなが
植永 様

から、意見陳述の申し入れをいただいております。

意見陳述の申し入れについては、どのように対処させていただくのがよろしいでしょうか。

【岡田会長】

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づきご意見をお聴きしたいと思います。意見陳述は各自 5 分以内でお願いします。

【三宅陳述人】

最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める意見

みなさん、こんにちは。

いま私たちの暮らしは、深刻な物価高に直面しています。食料品、電気代、ガソリン代、生活に必要なさまざまな商品が値上がりしています。一方で、賃金の伸びは物価の上昇に追いついていません。「一生懸命働いているのに、暮らしが楽にならない」。そんな実感を持つ労働者や市民が少なくありません。

政権発足時、高市首相は「まず何をやりたいのか」と問われ、「物価対策です」と答えました。

しかし、私たちの暮らしは本当に良くなっているのでしょうか。高市さんが自民党総裁に選ばれた時期、円ドルレートは 1 ドル 147 円でした。それが現在は 1 ドル 163 円台半ばという円安です。

円安が進めば、食料やエネルギー、原材料など輸入に頼るものの価格が上がります。物価高から暮らしを守るためには、一時的な給付や対策だけでなく、円安・物価高に負けない賃金を実現することが必要です。

さらに、米国とイスラエルによるイランへの攻撃・戦争によって原油価格が変動し、原材料や原料の確保が難しくなっています。その影響を受け、仕事を続けることが難しくなっている中小業者もいます。廃業に追い込まれる人もいます。物価高と経営難が同時に進むなかで、私たちが求めているのは、働く人の賃金を大幅に引き上げ、雇用を守ることです。そのために、いま最低賃金の抜本的な引き上げが必要です。

最低賃金は「生活できる賃金」でなければならない

現在、中央最低賃金審議会では、2026年度の最低賃金改定に向けた議論が行われています。最低賃金は、単に企業が支払える範囲で決めるものではありません。働く人が健康で文化的な生活を送り、安心して暮らせる水準でなければなりません。

2025年度の最低賃金は全国加重平均で1,121円です。時給1,121円で月150時間働いても、月収は約16万8千円です。広島県は1,085円です。月150時間働いても約16万3千円にしかありません。これで現在の物価高の中、家賃を払い、食費や光熱費を払い、社会保険料や税金を負担しながら生活することができるでしょうか。私は、極めて厳しい状況だと考えます。全労連と加盟する地域組織が行った最低生計費調査でも、全国どこで暮らしても、生活に必要な費用は月27万円から28万円程度という結果が出ています。

つまり、現在の最低賃金と、実際に生活するために必要な金額との間には、大きな隔たりがあります。だからこそ、最低賃金は「最低限これだけ払えばよい」という金額ではなく、人間らしく生活するために必要な賃金として決めるべきです。

地域による賃金格差も解消すべき

もう一つ大きな問題があります。それは、地域によって最低賃金が大きく違うことです。東京都の最低賃金は1,226円。一方、最も低い地域では1,023円です。同じ日本で働いているのに、住んでいる地域によって時給に大きな差があります。この差は、年間にすれば数十万円の賃金格差につながります。これでは、地方で働くことが不利になってしまいます。若い人が、少しでも高い賃金を求めて都市部へ移り住む。その結果、地方では人口流出が進み、地域の産業や暮らしを支える人も減っていきます。最低賃金の地域格差は、単なる賃金の問題ではありません。

地方の人口流出、地域経済の衰退にもつながる問題

どこに住んでいても、安心して働き、生活できる賃金を保障することが必要です。だからこそ、私たちは全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

時給1,700円、そして2,000円をめざします

私たち労働組合は、最低賃金を全国一律で、まず時給1,700円に引き上げることが求めています。そして、その先に2,000円をめざします。時給1,700円なら、月150時間働いて25万5千円です。しかし、最低生計費が月27万円から28万円程度必要だとすれば、1,700円でも決して十分とは言えません。広島県の最低賃金1,085円で月28万円を得ようとすれば、単純計算で約258時間働かなければなりません。これでは、仕事以外の時間がほとんどなくなってしまいます。家族と過ごす時間も、休む時間も、地域で生活する時間もありません。

働くことは、人間らしく生きるための手段

働くことによって人間らしい生活ができなくなるような賃金では、最低賃金の役割を果たしているとは言えません。月28万円程度の生活を保障するためには、広島県では時給1,867円程度が必要になります。こうした生活実態を踏まえて、最低賃金を決めるべきです。

最低賃金引き上げには中小企業への支援が必要

もちろん、最低賃金を引き上げるだけでは十分ではありません。中小企業が賃上げできる環境をつくることが不可欠です。中小企業は、物価高、原材料費の高騰、人件費の増加など、厳しい経営環境に置かれています。

「最低賃金を上げなさい」と中小企業に求めるだけでは、経営を圧迫し、場合によっては雇用そのものを守れなくなるおそれがあります。だからこそ、国が責任を持って中小企業を支援する必要があります。適正な価格転嫁を進めること。社会保険料などの負担を軽減すること。そして、賃上げに直接つながる支援を行うこと。こうした政策によって、働く人の賃金を上げても事業を継続できる中小企業を増やすことが必要です。

最低賃金の引き上げと中小企業支援は、セットで進めなければなりません。

私たちは国と行政に求めます

以上のことから、私は次の4点を強く求めます。

第一に、最低生計費を重視し、最低賃金を大幅に引き上げてください。

第二に、全国どこで働いても、どこで暮らしても、安心して生活できるよう、全国一律最低賃金制度を実現してください。そのための法改正を国に求めてください。

第三に、地域によって最低賃金の発効日が遅れることのないよう、審議会ですらに議論し、必要な改善を国に求めてください。

第四に、中小企業が安心して賃上げできるよう、国が責任を持って直接支援してください。

物価が上がり続けるなかで、賃金を抑え続ければ、働く人の生活はますます苦しくなります。

賃金が上がれば、働く人の暮らしが良くなるだけではありません。使えるお金が増え、地域で買い物をする人が増え、地域経済も活性化します。

賃金を上げることは、働く人の生活を守ると同時に、日本の経済と地方の暮らしを守ることでもあります。

「働けば、普通に暮らせる」「地方で働いても、安心して暮らせる」そんな社会をつくるために、最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律最低賃金制度の実現を強く求めます。

以上を申し上げ、私の意見陳述といたします。

【箱田陳述人】

広島県医労連の箱田です。

看護師や介護職員の賃金は最低賃金によって直接決まるものではありませんが、地域別最低賃金は、その地域全体の賃金水準に大きな影響を当てる指標の一つです。

例えば、東京都は最低賃金が 1,226 円で全国最高水準です。

看護師の平均賃金も全国トップです。

一方、宮崎県は最低賃金が全国最低水準で、看護師の平均賃金も全国でも低い水準となっています。

看護師のように、専門知識と国家資格を必要とする専門職においては、同じ資格同じ仕事であれば、より賃金が高い地域で働きたいと考えることは自然なことです。

そうなれば、最低賃金の低い地域では医療の担い手を確保することが益々難しくなります。

広島県では特に県北地域で病棟閉鎖や人員不足が深刻な問題になっています。

私は、医療・介護従事者を支える労働組合で働いておりまして、多くの看護師や介護職員と話す機会があります。

現場では「人が足りない」という声が絶ちません。

また、実習に来た学生から「就職は東京に決めています。給料がいいので。」と言われたという話を聞くことがあります。

一方で、「辞めると言われた職員を引き留めたくても、かける言葉が見つからなかった。」という話も聞きました。

こうした現場の声を聞くたびに、地域間の賃金格差が人材の確保、定着に大きく影響していることを実感しています。

また、2030 年度に、広島駅北口で高度医療人材育成拠点となる新病院の開院も予

定されており、高度医療を支える多くの看護職員の確保定着が必要となります。

高度医療人材育成拠点という言葉はとても魅力的ですが、人材を育てるだけでなく、地域に定着してもらわなければ意味がありません。

育てた人材が県外に流出してしまつては、本当の意味での地域医療を支えることにはつながりません。

働き続けられる環境作りが必要であり、その中でも賃金は大切な要素です。

また、広島県は無医地区数が北海道に次いで全国で2番目に多く、若い世代を中心とした人口流出も続いています。

総務省の住民基本台帳人口移動報告では、転出超過数は9,921人で、5年連続で全国最多となっています。

高度医療を担う新病院はもちろんですが、県内全域で地域医療を支える看護師や医療従事者を確保定着させることがこれまで以上に重要となっています。

県民が安心して医療・介護を受けられる体制を維持するとともに医療・介護の現場で働く全ての労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、最低賃金の大幅な引上げと、全国一律最低賃金制度の実現を強く求めます。

以上です。

ありがとうございました。

【門田陳述人】

全労連・全国一般広島合同労働組合の門田です。

最低賃金改定によって大幅な引上げを求めますということで、3点についてお話ししたいと思います。

1つ目は、現在の状況です。

非正規職員の数が全国で2125万人、とりわけ女性が1444万人、その女性の中の半数以上が非正規雇用労働者ということで67.9%を占めています。

正社員の男女格差は100対78、男性正社員と女性非正規雇用の割合は100対54ということでやはり深刻です。

女性の貧困をどうするかということが大きな政治課題と思います。

年収200万円以下のワーキングプアと言われている方が1150万人、それだけでなく、現在は400万の以上のいわゆる中間層の没落も目立っていると言われています。

いわゆる貧困の中で、子供の貧困率は 11.5%、就学援助利用者は 13.7%、生活保護受給者は 199 万人、ひとり親世帯の 45%が貧困、その中で食料品の高騰は深刻です。

単身者の貯蓄なしの世帯は 33%で、本当に若者から年配の方まで、男性女性問わず、多くの国民が貧困にあえいでいる状況です。

そういう中で、なぜ最低賃金の大幅引上げが必要かということを説明します。

有名なユニクロの社長は年収が平均サラリーマンの 3,000 人分だと言われています。

柳井さんがいくら頑張っても 3,000 人分の食料品を買うことは到底できません。

最低賃金引上げというのは、最低賃金近傍で働く賃金を含め、200 万円以下のワーキングプア労働者の賃金の引上げに直結する、そして、日本経済を押し上げることにつながるというふうに思っております。

最後に、総理大臣の約束ということで、先日ニュースになりましたけれども、昨年のこの時期は石破首相が 2020 年代には全国最低賃金、全国平均 1,500 円にすると約束されました。

私たちも、相当上がるのだらうかと、本当に期待をしたところであります。

総裁は変わったのですが、自民党出身というのは変わりません。

政権交代ならまだしも、高市さんになって、その時期を大幅にずらすということになっています。

こういうことが許されるのであれば、高市首相の後に出了た首相は 30 年代後半にする、次の首相は 40 年代にする、そういうことになり兼ねません。

私たちは、みなさんも含めて、そういうことは許されない、一度首相が約束したんだから、どうするかということを、やるべきだという声を上げることが労働者、経済界、そして公益委員も含めて大事だというふうに思っております。

広島県地方最低賃金審議会におかれましては、広島県最低賃金 1,085 円について、4 年間で 1,500 円に到達する広島独自のロードマップを作っていただいて、それに向けて今後どうするのか、来年どうするのかを考えていただいて、2026 年度においては大幅な引上げを求めるということをお願いいたしまして私の話とさせていただきます。

ありがとうございました。

【神部陳述人】

広島県労連の神部です。

1 最低賃金 1,700 円以上は緊急の課題

2025 年度には、65 円の引上げがなされ、その結果、最低賃金額が 1,085 円とされました。

増額されたこの金額において、1 日 8 時間、週 40 時間働いた場合でも月収約 19 万円、年収で 228 万円程度しかありません。

一方で、消費者物価指数は 2020 年度を 100 とすると、2026 年 3 月には 112.7 と 12.7% も上昇しており、近年の国際的な原材料価格の高騰や円安の影響により、消費者物価は大幅な上昇を継続しています。

実質賃金指数は、前年比マイナス 1.3% と 4 年連続のマイナス、なお、こうした物価の上昇傾向は、昨今の中東情勢の影響もあり、今後もその傾向に一層の拍車がかかっていくことが見込まれます。

このように、給与の上昇が物価高騰に追いついていない状態が続いており、特に低所得者ほど、消費者物価指数の上昇の影響を受けやすいことを鑑みれば、上記の最低賃金額では労働者が賃金だけで人間らしい生活等を持続的に営むことはできず、最低賃金額をさらに引上げ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠です。

そのため、広島県において最低賃金額をさらに引き上げることや、全国一律最低賃金制度の実施によって、地域間の賃金格差を解消することは、地域経済の活性化の観点からも必要であると考えます。

2 中小企業、小規模事業者へのさらなる支援及びその拡充を

一方、最低賃金額の大幅な引上げは、賃金を支給する事業者、特に中小企業、小規模事業者の経営に影響を与える可能性が高いことから、最低賃金額の引上げにあたっては、各種助成金、補助金の支給や、社会保険料の事業者負担分の減免等これら中小企業、小規模事業者へのさらなる支援及びその拡充も必要です。

3 審議会のあり方について

審議会の議論を公正するためには、県労連から委員を選出してください。また、最賃近傍で働く労働者代表を委員として選出すべきです。幅広い県民の声を反映させる審議会にするためにも、委員選出の公正を求めます。また、労働者委員、使用者

委員のメンバー全員が男性です。ジェンダーバランスの視点からも極めて課題があります。男女同数となるよう、委員の選出を強く求めます。

中央最低賃金審議会の論議でも、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけわかりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。また、議事録の早期公開について、引き続き事務局において務めることが適当であると指摘されています。この視点を重視して、議論のプロセスの全面公開を求めます。

以上です。

【田頭陳述人】

広島県合同労組の田頭です。

私は、生協ひろしまの店舗や宅配支所で働く時給者で組織する労働組合の事務局をしております。

春闘での賃上げ効果もあり、6月に発表された毎月勤労統計調査によると、パートタイム労働者の現金給与総額は、前年同月比の2.9%増となっております。

生鮮食品を除く消費者物価指数が2月から1%台で推移していることで、実質賃金は4ヶ月連続でプラスに転じています。

数字だけをみれば、非正規労働者の賃金処遇も改善されてきていると言われますが、もともとの賃金水準が低い時給者にとって、大幅賃上げといわれるほどの効果はそう大くないというのが正直な実感です。

実際、私の職場、生協ひろしまでの春闘の賃上げベースアップは10円で平均的なパートでは、月にして800円程度の賃金アップしかありませんでした。

上部団体の生協労連では、毎年パートで働く仲間の生活実態を聞き取りし、「パート労働黒書」として明らかにしています。

私の職場でも、「せっかく生協で働いていても、生協商品は高くて買えないので、献立は激安スーパーを回って考える」、「子どもが高校や大学に行くときに、自分の好きな進路を選ばせてあげられないかもしれない」、「自分の老後のための蓄えなんて今は考えられない」といった声が上がっていました。

私たちは、毎日のように報道される食料品や日用品の値上げのニュースに、「またか、いつまで続くのだろう」とため息をつき、将来への不安を感じながらの日々の

暮らしを送っているのが現実です。

今、時給で働いている私たちにとって、今年度の最低賃金の改定額は非常に関心の高い問題です。

生協ひろしまでは、秋の最低賃金額の決定に関して、「法令対応を最優先する」と春闘で回答しており、最低賃金額の改定状況がそのまま私たちの時給に直結してくる可能性があります。

今年の春闘では、ベアを行わず、秋の最低賃金の改定を待ってから対応すると回答した生協理事会も多かったと聞きます。

最低賃金額の決定が私たちの賃金を決め、暮らしの質をも決めかねない、大袈裟ではなく、最低賃金は命綱ともいえるのです。

「今の最低賃金では暮らしていけない」時給者の実際の声を聞き、肌で感じ、本当に困っている当事者である私たちの生活実態を真剣に考え、今後の審議を進めていただきたいと思います。

また、昨年新たに起こった問題、「発効日の遅れと分散化」についても非常に懸念しています。

広島でも昨年は10年ぶりに、中央の目安額を2円上回る65円が改定され1,085円となりましたが、例年の10月1日から1ヶ月遅れの11月1日に発行されたことにより、実質の最低賃金は1,079円と中央の目安から4円も下回る額となりました。

26年度は労使共が納得できる議論を行いながらも、最低賃金の引上げ効果をできるだけ早く波及させるために、発効日原則に則って審議を進めていただくことを求めます。

最低賃金の引上げに関しては、もう一つ大きな柱があります。

それは、中小企業への直接支援です。

私たちは、先日、民主商工会との懇談で、地方の経済や地域住民の暮らしを支える商店や事業主さんも、人件費や原材料費などの事業経費の高騰で将来に不安を抱えていることを知りました。

このまま、物価高騰と最低賃金の上昇が続くと、雇用を切らなければ事業を継続していけないかもしれないと言われていました。

地方の商店や企業が無くなってしまえば、そこで暮らす人の生活を困難にし、労働人口の流出を招きます。

最低賃金の引上げに伴って企業が負担する人件費は国の支援や、県の独自の施策で補っていく必要があります。

中小企業支援は、住み慣れた地域の愛着や人との繋がりを育てることでもあります。

誰もが日本全国どこで暮らしても健康で文化的に安心して暮らしていける社会の実現のため、最低賃金の本来の在り方を含めた十分な審議を尽くしていただくことを期待します。

以上です。

【植永陳述人】

広島県労連の植永です。

3つの点でお願いしたいと思います。

1つは、生活実態からの最低生計費を反映した審議をお願いしたいと思います。物価高騰が長期化する中で賃金の引上げは物価上昇に追いついていません。

実質賃金は4年連続で低下、最賃の近傍で働く労働者は食費や光熱費を切り詰め、その他必要な支出を抑えて暮らしています。

日本の最低賃金の引上げには、こうした労働者の生活実態を反映した内容には今ありません。

全労連と各地方組織が実施してきた、最低生計費試算調査では、近年の物価高騰の状況から今、見直しをして再調査が行われています。

健康で文化的な生活には、時給1,800円台から1,900円台が必要であり、都市部と地方の間に生計費に大きな格差がないことが明らかになっています。

それにもかかわらず、最低賃金には依然として大きな地域間格差が残されており、最低生計費と最低賃金との乖離は地方ほど深刻になっています。

政府はこれまで掲げてきた、最低賃金目標の2020年代に全国加重平均時給1500円を2030年代前半へ先送りするとみられています。

しかし、最低生計費試算調査の結果からみれば、1500円は通過点にすぎず、その早期実現は先送りではなく、待ったなしの課題と言えます。

審議にあたっては、生計費、特に最低生計費を採用した審議をお願いしたいと思います。

2つ目、審議会での最低賃金の引上げは、その引上げを抑制するのではなく、労働者の生活が安定するように、それを第一で考えていただきたいと思います。

ここ数年の、地方での最低賃金の審議にあたっては、近県よりも1円でも高く、しかし全国最下位にならないよう、また、去年は特に、経営者の支払い能力を考慮し、発効日を遅らせることで調整しようとする地方審議会の姿勢が明らかになっています。

今の物価高騰と実質賃金の低下が続いている中で求められるのは、発効日をずらすなどの地方最低賃金審議会での事実上の引上げ抑制ではなく、すべての労働者の生活の安定が図られるように、生計費の実態に立脚した最低賃金の大幅な引上げと地域間格差の解消を第一とした審議をお願いしたいと思います。

去年の改定での発効日の先送りや近隣県等との1円の競争意識、全国最下位回避の意識の問題も、すべて最低賃金制度が地域別であるがために起きた問題であり、その解決には最低賃金制度を地域別から全国一律にすることですべてが解決すると思います。

3つ目、最低賃金の引上げは大企業の利益を抑制し、国や県などの中小企業への支援制度が必要ということです。

今の日本の大企業への利益が集中し、物価も高騰する中で、これまでの地域別の最低賃金制度の審議では、通常の事業の支払い能力は上がるはずがないと思います。

地域別最低賃金制度では、最低賃金の引上げは抑え込まれたままとなると思っています。

全国一律制で審議し、国の政策で、今、大企業は600兆円くらい利益を貯め込んでいるということで、その利益を中小企業に移すということでの支払い能力を上げる支援策は合わせて行うことが必要だと思っています。

最低生計費を加味し、全国どこでも最低賃金が同じになるように目指すべきであると考えています。

私たちは、5年程度の期間で全国一律制度への切り替えを要望しています。

今の地域別最低賃金について政府が国や県の中小企業への直接支援を考え、全国一律の最賃制度への切り替えを目指すことをお願いしたいと思います。

以上です。

【岡田会長】

ありがとうございました。

貴重なご意見を述べていただき、また、意見書の提出もございましたので、今後の審議において参酌させていただきたいと思っております。

それでは続きまして、議事（３）「生活保護水準との乖離状況」について事務局から説明をお願いします。

【檀上指導官】

資料№.2「生活保護費と最低賃金額の比較」をご覧ください。

生活保護費は、「生活扶助費」、「住宅扶助費」などを合計したもので、「生活扶助費」は衣食その他日常生活の需要を満たすための扶助で、飲食物費・被服費・家具什器費・光熱水費など、「住宅扶助費」は、家賃・地代または家屋補修その他住宅維持費を支払う必要があるときの扶助です。

資料№.2は、各都道府県別に生活保護費と最低賃金額を比較したものです。令和7年度に改正された広島県最低賃金額と生活保護費を比較すると、最低賃金額が生活保護費を上回っており、差額は月額 51,475 円、時間額 359 円となります。

【岡田会長】

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

（質疑なし）

【岡田会長】

続いて、議事（４）の「中央最低賃金審議会で答申された目安額の伝達」について、事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

7月27日までに中央最低賃金審議会で目安額が答申されておられません。

ここで、本審後に開催を予定しておりました専門部会についてご意見をいただければと思います。

本日予定しておりました専門部会ですが、現状では、専門部会は部会長、部会長

代理の選出、各側の意見表明となりますが、開催はいかがいたしましょうか。

【長谷川委員】

目安が出ていないので専門部会の必要性はないと思います。

【佐崎委員】

まだ、目安が出ていないので具体的な議論ができないということで開催の必要はないと思います。

【岡田会長】

それでは、本日の専門部会は開催しないこととします。

次回以降の予定はどうしますか。

【村上室長】

令和8年度のスケジュール（案）を以前、お配りさせていただいておりますが、案1のほうでは、7月27日までの場合ということで、スケジュール調整をさせていただいております。

案2のほうで、7月28日以降の場合ということで分けているところですが、仮にということで申し上げますと、29日、明日、水曜日までに目安額が答申されたという場合で考えますと、目安の伝達を専門部会でするか本審にてするかということとはございますが、スケジュール調整させていただいて、7月31日金曜の午後、直近で事務処理等含めて考えますと、ここが一番直近での開催可能日かと思われる。

7月30日以降に目安額が答申されるということになりますと、案2スケジュールになります。

8月4日に本審を開催して、目安額の伝達をさせていただくということで、まず、本審で伝達をするのか、専門部会で伝達をしても差し支えないとするのかというところと、7月31日の開催予定で進めるか、8月4日で進めるか、定足数の問題もございますので、7月31日に皆様のご参加が難しいということであれば開催できないということもございますが、大きく分けて、伝達をどちらでするかということと、日付でございます。

いかがいたしましょうか。

【岡田会長】

何かご意見等ありますか。

一つは、目安額がいつ出るか、目安額が出た時に、本審を開いて目安額を伝えたいうえで専門部会を行うのか、それとも、目安額が出た時に、目安額の通達は本審ではせずにメールで行い、専門部会に入っていくかという二つのパターンです。

それと、日程をどうするか、何かご意見はありますか。

【長谷川委員】

やはり、目安額の伝達というのは大変大きな事案なのでまずは本審で。

【岡田会長】

本審でまず目安額を伝えた後に、それから専門部会開くのが順当だろうという使用側の意見です。

【佐崎委員】

労側としても本審で伝達がいいです。

【岡田会長】

では、本審で目安額を伝えて、専門部会に入っていくスケジュールでいこうと思います。

では、日程をいつにするか、これもなかなか難しいですけど、今日も中央で、今日が最後になるかわかりませんが、一つの案が7月31日に本審を行い、その後、専門部会を行う、あるいは、8月4日に本審を行って、8月4に専門部会に入っていくという、今のところの可能性は二つですが、いかがでしょうか。

【佐崎委員】

8月4日は、答申が遅れるという前提で、両方の予定が入っていたので集まりやすいのかなと思うのですが、31日は予定では専門部会の開催ということで、本審になると全委員が集まれるかということがあるので、31日に本審、専門部会ができるかどうかというのは、それぞれの委員の対応次第かなと思います。

【角委員】

過去にありました、審議会規定を変えた、テレビ会議システムを利用したものは駄目でしょうか。

本審でしたら、直接対話はいらず、31 日でテレビ会議システムを用いた開催。

【岡田会長】

テレビ会議システムはできますか。

【角委員】

規約は変えていますよね。

本審なら大丈夫ではないかと思うのですが。

【村上室長】

チームスでつなぐことは可能かと思いますが、試験的につないでいけるということであれば、不可能ではないという回答になってしまいます。

【岡田会長】

そういう手もありますが、具体的に 7 月 31 日皆さんが難しいでしょうか。

まだわかりませんが、今のところ、7 月 31 日の午後ということで、室長何時にしましょうか。

【村上室長】

本審を開いた後、専門部会でございますので、時間の余裕をみれば 1 時 30 分スタートで、もう少し遅くなりますと 2 時になるかなと。

1 時 30 分でよろしいでしょうか。

【岡田会長】

では、7 月 31 日の 1 時 30 分で、今の段階では決めておきたいと思います。

その後に専門部会という予定となります。

各委員は予定、時間確保をお願いします。

【村上室長】

7 月 29 日までに目安額が答申された場合につきましては、7 月 31 日の午後 1 時

30 分から本審を開催します。

7 月 30 日以降に目安額が答申された場合は、8 月 4 日午後 1 時 30 分から本審を開催するという予定にさせていただきたいと思います。

【岡田会長】

よろしいでしょうか。

では、そのように進めさせていただきます。

次に、議事（５）「その他」です。

事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

配付いたしました資料のご説明と第 2 回運営小委員会の検討結果の報告をさせていただきます。

はじめに、資料の説明を 2 点いたします。

資料 No. 3、通しの 3 ページをご覧ください。

今年の 6 月に、全国の常用労働者 30 人未満の民営事業所に対して実施された「賃金改定の状況等」を把握するための調査結果です。

当該資料ページの通しの 9 ページをご覧ください。

「第 4 表②」の広島県が属する B ランクの賃金上昇率ですが、「一般パート計」では、「産業計」で 3.4%と令和 7 年 2.9%を上回り、最も低い「宿泊業、飲食サービス業」で 1.7%と令和 7 年 3.2%を下回っています。

「パート」では「産業計」で 3.2%と令和 7 年 3.5%を下回り、最も低い「宿泊業、飲食サービス業」で 0.9%と令和 7 年 3.6%を下回っています。

次のページの「第 4 表③」ですが、令和 7 年 6 月と令和 8 年 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象として集計したものです。

B ランクの賃金上昇率は、「計」では「産業計」で 3.7%と令和 7 年 3.4%を上回り、最も低い「サービス業」で 2.7%と令和 7 年 3.0%を下回っています。

「パート」では「産業計」で 4.0%と令和 7 年 3.6%を上回り、最も低い「学術研究、専門・技術サービス業」で 2.6%と令和 7 年 4.0%を下回っています。

先程の第 4 表②と比較しますと、賃金上昇率が高めの傾向であり、「宿泊業、飲

食サービス業」では顕著となっています。

続きまして、資料№.4、通しの15ページをご覧ください。前回の第570回本審で説明させていただいた「春季賃金引上げ妥結状況等」に追記しておりますので、ご説明いたします。

まず、連合広島の7月22日発表の最終集計結果は、300人未満で引上げ額12,970円、引上げ率4.72%と、昨年と比較し引上げ額は上回り、引上げ率は下回っています。

次に、日本商工会議所の「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」結果で、地方の小規模企業では、引上げ額9,445円、引上げ率3.56%と、引上げ額、引上げ率ともに昨年来上回っています。

以上でございます。

【岡田会長】

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

【蔵田委員】

質問ではないのですが、今後、少し考えていただければと思うのが、広島だけの問題ではないのですが、先ほどご説明いただいた「賃金改定の状況調査」は非常に重要なデータなのだと思いますが、データが目安のランクはあるのですが、県ごとのがなく、ぜひ、県ごとのデータを取っていただければありがたいなと思います。なかなか難しい点もあってできてないということもあるのかもしれませんが、要望します。

【岡田会長】

では、要望としてお聞きしたいと思います。

他にはいかがですか。よろしいですか。

では、続いて、第2回運営小委員会の検討結果をお願いします。

【村上室長】

前回の運営小委員会では、「地域別最低賃金の発効日」、「特定最低賃金の必要性審

議の進め方」についてご検討いただきました。

「地域別最低賃金の発効日」につきましては、目安全員協議会の発効日の対応方針にしたがって、本審で審議を進めることとなりました。

「特定最低賃金の必要性審議の進め方」につきましては、継続審議となり、本日3回目の運営小委員会を開催し、ご検討いただきます。

【岡田会長】

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

では、最後に今後の開催日程について、再度確認ということで事務局お願いしてもよろしいでしょうか。

【片山補佐】

先ほどの確認になりますが、目安額が7月29日までに示された場合は、7月31日の午後1時30分から開催します。

目安額が7月30日以降に示された場合は、8月4日午後1時30分からということとでよろしくお願いいたします。

【岡田会長】

今確認されように、7月31日午後1時30分、もう一つのパターンは8月4日午後1時30分から開催ということにさせていただきたいと思います。

各委員におかれては、日程の確保をお願いいたします。

事務局は準備をお願いします。

【村上室長】

かしこまりました。

【岡田会長】

それでは、次回の審議会も公開といたします。

そのほか、全体を通して、ご意見等ございませんか。

【蔵田委員】

机上配付資料の説明がなかったのですが、この配付された趣旨をお聞かせいただきたいのですが。

この成長戦略とか、閣議決定が間に合わなかったのと、諮問文の中に昨年度までと入っていた言葉なんだろうと思いますが、改めて、今回、大臣名で出されておられますので、この趣旨とここにある配意、これは何を意味するのかということと、法定３要素との関係についてご説明いただければと思います。

【村上室長】

まず、お配りした資料でございますが、これは中央で目安小委員会において配付された資料でございます。

蔵田委員がおっしゃられたように、最低賃金審議会でも最低賃金を決めていくにあたっての重要な要素は、法定の３要素でございますので、その３要素がベースにあるということは間違いございません。

その中で、政府方針として書かれている部分を抜粋してお示ししたものになります。

「配意」という言葉も記載しておりますが、その点もお考えいただきながら、３要素を基にして金額を決定していただくということで、お願いできればと思って配付をさせていただいた次第でございます。

【岡田会長】

よろしいでしょうか。

【蔵田委員】

よくわからなかったのですが、重要ではなくて、法律に書いてあるのが３要素なので、それがすべてではないかと考えますが、そことの関係がよくわからなくて。

【村上室長】

政府方針という流れでございますので、その中に書き込んである文言として賃上げの関係というところを抜粋したところでございます。

最低賃金を決めていく中で、当然３要素があるということは揺らぎのないところで法律でも決まっていることをごさいますて、そこがベースにある中で、その周りとして賃上げ支援とかそういったことがありますので、その部分を抜粋してお配りしたところをごさいますので、お答えになっておりますでしょうか。

【蔵田委員】

しつこくで申し訳ないです。

目安の審議とどのような関係があるのか。

【村上室長】

賃上げの中では、当然、目安額を上げていくということになりましたら、中小企業などの経営環境も支払能力というところで関係するかと思われます。

そういった中で、政府として進めている賃上げの方針、考え方を示したものでございますので、その部分で関連性をお示ししたものとということで、いかがでしょうか。

【岡田会長】

実際に中央最低賃金審議会でも配られたうえで、検討が進められておりますので、地方審議会においても、こうした資料が中央で示されているということを勘案して、今回配付させていただいたところをごさいます。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第 571 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。ありがとうございました。